議案第47号

狭山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 狭山市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第28号)の一部を次の

ように改正する。

第14条を次のように改める。

(保証人及び利率)

- 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。
- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据 置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセ ント以内であつて規則で定める率とする。
- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担する ものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還の方法によるもの」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第2項中「前項の規定による災害援護資金の年賦償還又は半年賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則」を「償還方法は、元利均等償還の方法」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条及び第15条の規定は、平成 31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護 資金の貸付けについて適用する。

令和元年6月10日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

災害
・ 災害
・ ・ ・ に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。